（参考：現行制度）課税期間の特例について

国税庁「飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて」（令和８年９月）（抜粋）

○ **「課税期間」は、原則として１年間**（個人事業者は暦年、法人は事業年度）となりますが、**「課税期間特例選択届出書」を提出※することで、課税期間を「３月ごと」又は「１月ごと」に短縮することができます**（課税期間の特例）。この課税期間の特例の適用を受けた場合、その短縮された課税期間ごとに確定申告を行うこととなるため、**課税期間が１年間の場合と比べて、消費税の還付を早期に受けることができます**。

✓ **課税期間の特例の適用をやめようとする場合**には、「**課税期間特例選択不適用届出書」を提出する必要**があります。また、課税期間の特例の適用を受けた場合には、**２年間はその特例をやめることはできません**。

※ 国税庁「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ＆A」（令和８年９月）（抜粋）

［課税期間の特例の適用を受けるための手続】
課税期間の特例の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする、**短縮に係る課税期間（３か月ごと又は１か月ごとに区分した期間）の初日の前日まで**に「消費税課税期間特例選択届出書」を**所轄の税務署長に提出**する必要があります。

【お問合せ先】
農林水産省経営局総務課消費税関係チーム
電話番号　03-3591-0854